

事業評価監視委員会 審議案件一覧

| 事業区分 | 事業名 | 事業採択年度 | 前回評価年度 | 再評価理由(事後評価) | | 特に重点的な審議を要する案件 | | | | | | 備考 | | |
|------|-------------------------------|--------|--------|-------------|-----------------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-------|----|--|--|
| | | | | ⑤の理由 | | (a) | (b) | (c) | (d) | (e) | 重点の理由 | | | |
| 道路 | 1 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道(川島～大栄) | H3 | R2 | ⑤ | 事業期間が延伸し、現時点で評価する必要性が生じたため | 一括 | | | | | | | | |
| | 2 一般国道246号 都筑青葉地区環境整備 | S50 | H29 | ④ | | 一括 | | | | | | | | |
| 港湾 | 3 川崎港 東扇島～水江町地区 臨港道路整備事業 | H21 | H30 | ⑤ | 推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため | 重点 | | | ○ | ○ | | | ・工事進捗に伴う構造・施工計画の見直し等により、推定事業費が増加するため ・地元調整や着工後の設計照査に伴う施工再検討等により、事業期間延伸のため | |

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間に経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間に経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間に経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) その他の要因

審議件数(再評価) 3件

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

道路事業位置図 - 令和4年度 第1回事業評価監視委員会 -



